

変更・廃止・休止・再開・加算に必要な添付書類一覧（夜間対応型訪問介護）

※下記一覧はあくまで参考であり、事件によって追加の書類が必要となる場合もあります。

また、随時見直しを行っています。最新のものはNAGOYAかいこネットをご確認ください。

※事業所の移転や加算や再開に係る届出に伴い、前に変更事項がある場合は、当該変更にかかる届出も併せてご提出ください。

△印は、変更がある場合のみ必要な書類

●印は、加算取得（減算解除含む）の場合に必要な書類（加算取下げの場合は不要）

変更があった事項	法人に関する変更		事業所に関する変更										加算								休止	再開	廃止
	法人の名称・所在地・代表者	法人の電話番号・FAX番号	事業所の電話番号・FAX番号・メールアドレス	事業所の建物・区画等	管理者に関する変更	サービスの一部委託	化オペレーションサービスの集約	事業所の名称	事業所の所在地	従業員の変更	営業日・営業時間	通常の実施地域	Ⅰ型	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	24時間通報対応加算	認知症専門ケア加算Ⅰ・Ⅱ	サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ	LIFEへの登録	休止	休止から再開	事業の廃止	
提出書類																							
変更届出書（様式第2号(4)）	○	○	○																				
付表（付表第2号(2)）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
法人の登記事項証明書 ※3ヶ月以内に発行された原本	○																						
【代表者変更の場合】 誓約書（参考様式8-1-2及び8-2(別紙①含む)）	○注1																						
事業所一覧（参考様式62）	○	○																					
代表者情報（参考様式61）	△																						
運営規程の新旧対照表（参考様式63）	△				△	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
運営規程（作成例あり）	△				△	○	○	○	○	○	○	○	○	○									
賃貸借契約書の写し または 建物の登記事項証明書（法人あるいは自己所有の場合） ※3ヶ月以内に発行された原本				○注2					○														
平面図（参考様式4）※区画変更の場合は変更前も添付				○					○				●										
主要な場所の写真（参考様式32）				○					○				●										
設備・備品等一覧表（参考様式5）				○注2					○				●										
【オペレーションセンターが別場所にある場合のみ】 オペレーションセンターの設置状況（参考様式42）								○															
従業員の勤務体制及び勤務形態一覧表（参考様式1-13） ※変更日から4週間分					○注3					○	○		○		●	●					○		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の一部委託に係る届出書（参考様式66）						○																	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護の集約化に係る届出書（参考様式67）							○																
委託化・集約化に関する契約書の写し						●	●																
資格者証の写し ※婚姻等により姓が異なる場合は戸籍抄本等の写しなど確認ができる書類を添付										○													
その他基準省令確認書類（参考様式46） 注7																							
介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（加算参考様式1-2）													○	○	○	○	○	○	○				
介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（加算参考様式2-3） ※変更部分にのみ「あり」「なし」を記載													○	○	○	○	○	○	○				
パンフレット等機器の概要の分かるもの													●										
虐待防止のための指針														●									
感染症及び非常災害の業務継続計画															●								
24時間通報対応加算に係る届出書（加算参考様式42）																●							
委託契約書等の連携を証する書類の写し																●							
認知症専門ケア加算に係る届出書（加算参考様式9）																	●						
研修修了証等の写し																	●						
サービス提供体制強化加算に関する届出書（加算参考様式10-1）																		●注4					
休止届出書（様式第2号(5)）																				○			
・事業再開に向けての取組状況を記載した書類（任意様式） ・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式71） ・職員の募集広告等																				○			
再開届出書（様式第2号(6)）																					○		
廃止届出書（様式第2号(5)）																						○	
・利用者の引継状況がわかる書類（任意様式） ・休止及び廃止における誓約書（参考様式71） ・指定（更新）通知書の原本																						○注5	
業務管理体制にかかる届出書 ※名古屋市内に届出している事業者のみ	○注6	○注6																				△注6	

- ★1）変更届の提出前に事前相談が必要です。
なお、区間移動（例：千種区から北区へなど）の場合や、同一事業所番号で複数サービスを実施しており一部のサービスのみを区間移動する場合は、事業所番号が必要となります。変更日は新規指定と同様、必ず毎月1日となります。変更届のご提出は、変更月の前々月の10日までにお願いします。
- ★2）兼務関係の変更であって運営規程の変更がない場合は、変更の届出は必要ありません。
委託化については、委託する事業所は、届出が必要です。（受託する場合は不要です。）
集約化については、集約する側の事業所も、集約される側の事業所も、いずれも必要です。
なお、委託化・集約化については、いずれも変更届の提出前に「介護保険への」事前相談が必要です。
- ★4）運営規程の従業員の員数について、「〇人以上」のように記載をしており、そこから変更がない場合は、届け出る必要はありません。また、人員変更については特例措置もあります。詳しくは、NAGOYAかいこネットをご覧ください。
- ★5）休止届・廃止届の締め切りは休止・廃止日の1ヶ月前です。なお、休止届の休止期間は、最長6ヶ月です。

注 1）住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更のみの場合は、各種誓約書を添付する必要はありません。
注 2）不動産の権利関係の変更を伴わない場合や軽微な区画変更など、添付不要な場合もありますので、事前相談時にご確認ください。
注 3）住所及び氏名（婚姻等による）の変更の場合は、添付する必要はありません。
注 4）サービス提供体制強化加算に関する届出書の作成に当たっては、サービス提供体制強化加算計算書を必ず作成し、その内容を反映したものを提出してください。なお、当該計算書の様式については、NAGOYAかいこネットに掲載しておりますのでご利用ください。
注 5）介護職員処遇改善加算等を算定していた事業所は、NAGOYAかいこネットの「介護職員処遇改善加算について（介護職員処遇改善実績報告について）」をご確認の上、実績報告書等を併せてご提出ください。
注 6）NAGOYAかいこネットの「業務管理体制について」をご覧ください。
注 7）その他基準省令確認書類（参考様式46）は、本市が必要と認める場合に添付してください。（様式は必要の都度配布します。）
※届出の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。